

保育園のしおり

平成30年4月1日版



社会福祉法人 尚徳福社会

保育園 川崎ベアーズ

〒210-0836 川崎市川崎区大島上町22-12

TEL 044-589-7545

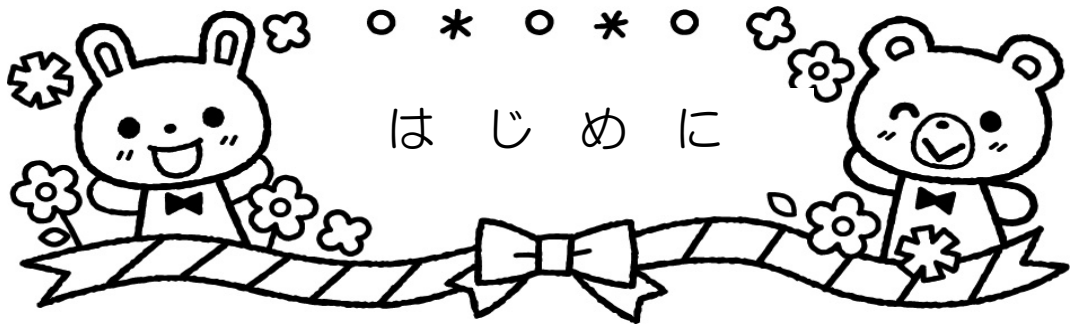
FAX 044-589-7546

ホームページアドレス

メールアドレス

<http://sfg21.com/kawasaki/>

kawabears2018@sfg21.com



保育園川崎ベアーズは、社会福祉法人尚徳福祉会が2018年4月から運営をする認可保育園です。

保育園は、保護者の皆様が仕事や病気などで子どもの養育が出来ない場合に、児童福祉法にもとづいて、保護者に代わって子どもをお預かりし、保育をする場所です。

子どもたちの最善の利益を考慮し最もふさわしい生活の場でもあります。

0歳から6歳まで、集団生活の中で、保育指針を遵守し、年齢にふさわしい教育と養護をおこないます。

乳幼児期は、人格形成の最も大切な時期です。家庭と保育園が連携し、考え合いながら子どもたちの健やかな成長を援助していきましょう。

子どもたちが、いきいきと楽しい保育園生活を送ることができるよう、努めていきます。

ご家庭との連絡を密にしながら、子どもたちへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合いたいと思います。

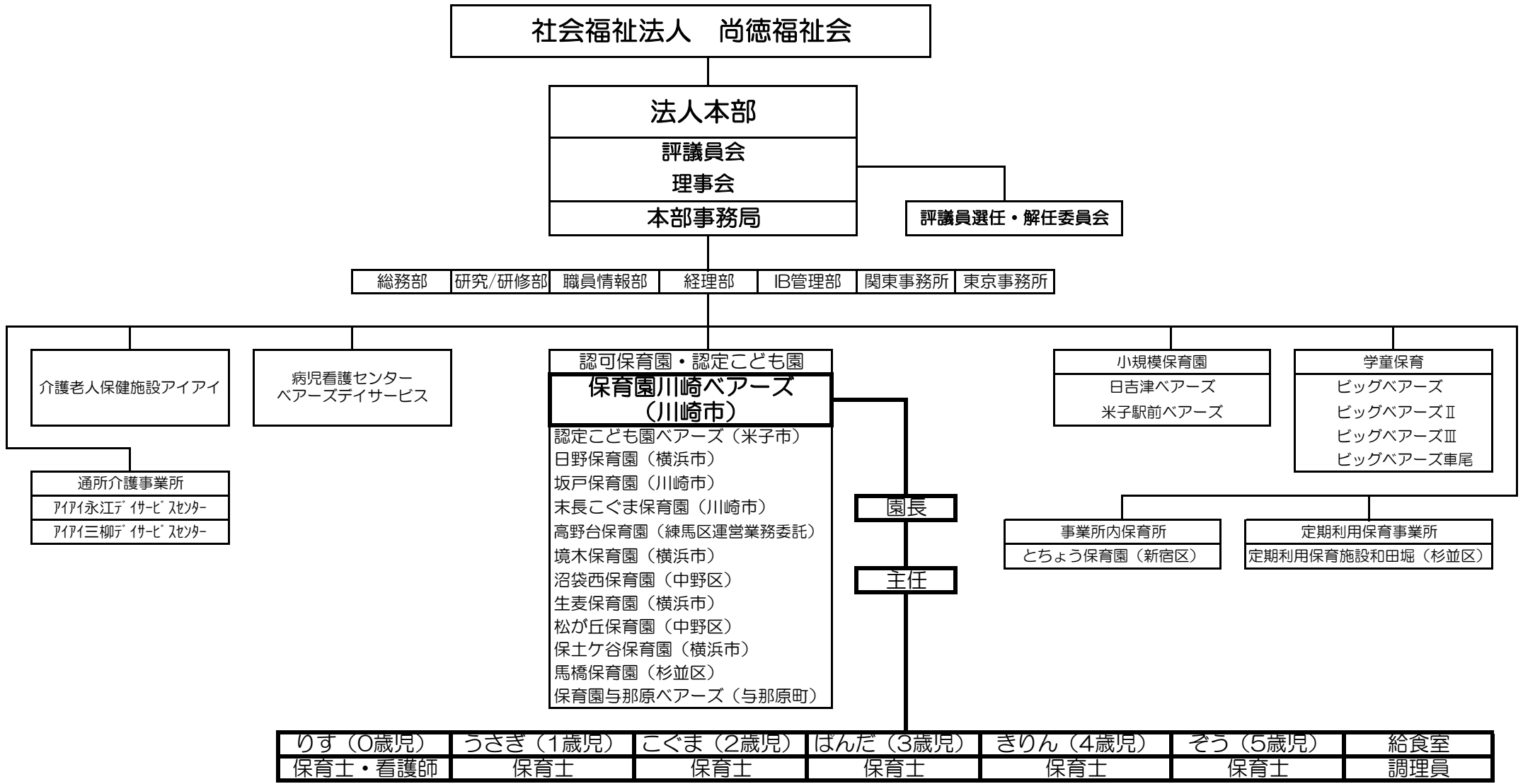
ご心配なこと、ご不安なこと、疑問などございましたら、どうぞご遠慮なく職員に声を掛けてくださいますようお願いいたします。



*** 目 次 ***

1	組織図	
2	事業者の運営主体	1
3	施設の概要	1
4	施設、設備の概要	2
5	園舎見取り図	3
6	施設の目的、運営方針	4
7	保育、教育を提供する日	4
8	保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）	4
9	保育短時間認定に関する保育時間コアタイム（8時間）	4
10	延長保育	4
11	利用料金	5
12	支払方法	5
13	提供する保育・教育の内容	6
	【保育理念】【保育方針】【保育目標】	6
	【めざす子ども像】【毎日の保育・教育の流れ】	7
	【お散歩のコース】【行事】	8
14	保護者との連携について	9
15	異動届について	9
16	地域の育児支援について	9
17	登園について	10
18	降園について	10
19	給食	11
	【アレルギー対応について】	12
20	おひるねについて	12
21	障害児保育について	12
22	医療的ケアが必要な児童の保育について	13
23	健康診断、健康管理について	13
24	感染症対策について	15
	【登園停止の病気】【その他の感染症への対応】	16
25	衛生について	17
26	安全について	18
27	保障制度	19
28	緊急時における対応	20
29	非常災害時の対応	20
	【避難訓練・不審者訓練計画表】	22
30	苦情解決制度	23
31	保育園川崎ベアーズでは	24
32	入園時に用意していただく物	25
様式1	【医師記入用・登園許可証明書】	27
様式2	【保護者記入用・登園許可証明書】	28
様式3	【延長保育利用申請書】（標準時間認定）	29
様式4	【コアタイム外利用申請書】（短時間認定）	30
様式5	【夕食申請書】（利用・解除）	31

1、組織図



2、事業者の運営主体

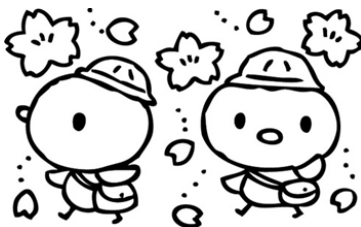
事業者の名称	社会福祉法人 尚徳福祉会
事業者の所在地	〒683-0257 鳥取県米子市榎原 1889-6
事業者の電話番号・FAX	TEL 0859-26-5050 FAX 0859-30-2141
代表者氏名	理事長 谷本 要
定款の目的に定めた事業	イ) 保育所の経営 ロ) 介護老人保健施設及び老人福祉センターの経営 ハ) 放課後児童健全育成事業の経営 ニ) 老人デイサービスセンターの経営 ホ) 老人居宅介護等事業の経営 ヘ) 病児保育事業の経営 ト) 一時預かり事業の経営

3、施設の概要

種別	保育所						
名称	社会福祉法人 尚徳福祉会 保育園川崎ベアーズ						
所在地	〒210-0836 神奈川県川崎市川崎区大島上町 22-12						
ホームページアドレス	http://sfg21.com/kawasaki/						
メールアドレス	kawabears2018@sfg21.com						
施設長氏名	萩原 ノブ子						
開設年月日	平成30年4月1日						
利用定員60名 (年齢別)		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	組名	りす	うさぎ	こぐま	ぱんだ	きりん	ぞう
	人数	6名	10名	11名	11名	11名	11名
職員体制 (園児数によって変動有)	施設長	1人(資格:保育士、幼稚園教諭)					
	保育士	15人(常勤13人、非常勤2人)					
	看護師	1人(常勤1人)					
	調理員	3人(常勤2人、非常勤1人)					
勤務体制	シフト制						
取扱う保育事業	延長保育、障害児保育、園庭開放、育児相談、一時保育						

4、施設・設備の概要

敷	地	面	積	601.36㎡								
園	舎	構	造	鉄骨造 2階建て								
		延	床	面	積	589.08㎡						
施設設備の数と面積	0	歳	児	室	1室	22.82㎡						
	1	歳	児	室	1室	36.57㎡						
	2	歳	児	室	1室	26.83㎡						
	3	歳	児	室	1室	27.40㎡						
	4	歳	児	室	1室	27.40㎡						
	5	歳	児	室	1室	26.83㎡						
	遊	戯	室	(ホ	ール)	1室	47.15㎡					
	一	時	保	育	室	1室	20.90㎡					
	調	理	室		1室	37.03㎡						
	調	乳	室		1室	4.50㎡						
	乳	幼	児	用	ト	イ	レ	1室	12.89㎡			
	沐	浴	室		1室	10.00㎡						
	相	談	室		1室	5.62㎡						
	事	務	室	(医	務	ス	ペ	ー	ス	含)	1室	30.96㎡
	職	員	休	憩	更	衣	室	1室	18.5㎡			
屋	外	遊	戯	場	(園	庭)	屋外遊戯場	157.00	㎡			



6、施設の目的・運営方針

目 的	児童福祉法に基づいて心身共に健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育を行うことを目的とする。
運 営 方 針	「保育所保育指針」を遵守しながら、子ども達のことを第一に考え、安定した心で自己発揮できる場を提供し、子どもの育ちを見守ると共に家庭と協力して、健全で豊かな人間性をもった子どもの育ちを援助する。

7、保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日
休 園 日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日

8、保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日の保育時間（11時間）	7時00分から 18時00分まで
延 長 保 育 時 間	18時01分から 20時00分まで

9、保育短時間認定に関する保育時間：コアタイム（8時間）

月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	8時30分から 16時30分まで
延 長 保 育 時 間	朝： 7時00分から 8時29分まで 夕： 16時31分から 20時00分まで

10、延長保育

月極め利用	30分単位での申し込み（利用申請用紙を提出していただきます）
スポット利用	30分単位での申し込み（利用申請用紙の提出は不要です）

<補食・夕食について>

補食： 月極め延長保育を18時30分を超えてご利用の場合、補食を提供します。（延長保育料金に補食代が含まれます）

※スポット利用の場合は、スポット料金に補食代が含まれております。

夕食： 1回400円、月末に利用回数を計算します。（当日16時までは申込・変更・キャンセル可能）

11、利用料金

保育料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める保育料	2ヶ月ごとの口座振替となります 保育園から「利用料」として、
主食提供料金	月額1,500円（幼児）	
延長保育料金	30分1,000円/月、スポット利用30分500円/日	
延長補食料金	1500円/月	
延長夕食料金	400円/回、上限6,000円 <申込制>	
その他の料金 （希望者）	写真L版：30円/枚	
	DVD：400円/枚	
	おたよりばさみ：370円/冊	
	保育参加・参観時の給食代：250円/食	

※急病、事故、地震等の不可抗力により延長保育を利用する必要が生じた場合、延長保育料は無料といたします。（補食をお申込みの際は70円/回、夕食は400円/回となります）

12、支払方法

口座振替	2ヶ月分を月末締め、翌々月10日に口座振替 <例>4・5月利用分 → 7月10日に口座引落 10日が土日・祝日の場合は翌営業日になります。
------	---

*利用料請求額のご案内は2ヶ月に1度お渡しします。

*『預金口座振替依頼書』の「記入方法について」を参考に必要事項をご記入いただき、**口座名義人のお届け印を押印して、お持ちください。**

ご捺印は 1枚目・・・1箇所 } 提出用（合計3か所）
 2枚目・・・2箇所 }
 3枚目・・・1箇所 → 控え用（保管してください）

*押印が薄かったり、二度押しなどの場合、受理されませんのでお気をつけください。

*「ご契約者」の欄は入園するお子さんのお名前（兄弟の場合は連名）でお願いいたします。

*振替口座は給与振込の口座にすると便利です。

ご不明な点がありましたら、お尋ねください。よろしく申し上げます。

【ご利用できない金融機関】

イオ銀行	アコム銀行	ソニー銀行	香港上海銀行
じふん銀行	JPモガッド銀行	オリックス信託銀行	労働金庫連合会
資産管理サービス信託銀行	農林中央金庫	新銀行東京	漁業協同組合
中央三井アセット信託銀行	日本トラストサービス信託銀行	日本マスタートラスト信託銀行	野村信託銀行

13、提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

子ども達の事を第一に考えた保育を行い、登園を楽しみにし、保護者が安心して預けられることが、子どもたちの心の安定となり、健全な発達につながると考えます。

また自己決定のできる子どもに育つよう、自由に考え、行動出来る環境を配慮します。自分で考え、工夫して遊べるように、自由な空間や考えて遊ぶ玩具の提供を心掛け、強制や押し付けをせず、禁止言葉を少なくするようにしていきます。

【保育理念】

子どもたちの健やかな育成の手助けをします。子どもたちの健康と安全を確保し、安定した心で自己発揮のできる場を提供し、子どもの育ちを見守ります。また、家庭と協力し、自己肯定感を育みながら、感情の抑制のできる健全で豊かな人間性をもった子どもの育ちを援助します。

【保育方針】

*快適な環境の中で、園と家庭との一貫したリズムで、気持ちよく過ごす。

*一人一人の子どもの気持ちを十分に受け止め、愛情行動や信頼関係を育みながら、月齢・発達段階に応じた、人や物への関心や関わりが広がるようにする。

*ゆったりとした環境のもと、自然とのふれあいを大事にしなが、友だちとの関わりの中で遊ぶ楽しさを味わい、ルールを覚え、意欲が育つように援助する。

*楽しみながら、ちからいっぱいからだを動かして遊ぶようにする。



【保育目標】

子どもは豊かに伸びていく可能性を秘めており、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。

- 1、心身共に健全で安定した生活を保つことができるように、配慮された環境、雰囲気を整え、子どもたちが自らの様々な欲求を適切に満たすことができること。
- 2、子どもたちが自ら考え、判断し、主張し、行動できるように、ハード、ソフト両面で保育環境を整えていくこと。
- 3、社会生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

- 4、集団生活の中で人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育て、自主自立、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- 5、自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。
- 6、生活の中で、言葉への興味や関心を育て、表現する力、表現する喜び、人のいうことを謙虚に聞き、理解する態度を養うこと。
- 7、幅広い世代の人々や社会・地域との交わりの中で、多くの体験を通して、豊かな感性を育て、考える喜びを体験させること。

□ めざす子ども像】

- 1、いきいきと遊べる子ども
- 2、考える子ども
- 3、心豊かなやさしい子ども



□ 毎日の保育・教育の流れ】

時間	0、1、2 歳児	3、4、5 歳児
7時00分	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園
8時30分	保育短時間（8時間）開始 順次登園	保育短時間（8時間）開始 順次登園
9時00分	おやつ	遊び（室内外）散歩等
9時30分	遊び（室内外）散歩等	
11時00分	食事（年齢によって前後します）	
11時30分		食事（年齢によって前後します）
12時00分	睡眠	
14時30分	目覚め	睡眠
15時00分	おやつ 遊び（室内外）	目覚め おやつ 遊び（室内外）
16時30分	保育短時間終了 順次降園	保育短時間終了 順次降園
18時00分	保育標準時間終了	保育時間標準終了
18時01分	延長保育開始	延長保育開始
18時30分	補食・夕食	補食・夕食
20時00分	延長保育終了 閉園	延長保育終了 閉園

*これは、基本的な生活時間のめやすです。

*一年を通して天候、気温やお子さんの個人差、年齢、活動内容、時期により、多少の時間差があります。

【行事】

保育園では、日常の保育と調和のとれた内容の行事を行います。それぞれの年齢や成長発達にふさわしい活動で、楽しく意欲的に参加でき、生活体験が豊かなものになるよう配慮して実施します。また、行事を通して日常の園生活に変化と潤いをもたせたいと考えています。なお、保育園敷地内では禁煙・禁酒にご協力いただいています。園周辺への駐停車は禁止となります。

*毎月園で行うこと：身体測定・避難訓練・誕生会

*地域の子育て支援事業として、園庭開放、育児講座、育児相談、一時保育をおこないます。

*地域の方や他保育園、小学校との交流、職業体験、実習生、ボランティアの受入は随時おこないます。

*保育参観、保育参加（ご都合に合わせて一緒に遊ぶ、給食を食べるなど）は、随時できますので、職員にお申し出ください。

年間行事予定表			
月	行事名	ねらい	保護者参加
4	入園を祝う会	・入園を喜び、保育園生活に期待がもてるようにする	
5	こどもの日のつどい	・こどもの日の由来を知り、皆で成長を祝う	
6	クラス懇談会	・園と家庭の様子を伝え合い、保護者の懇親の場としてひとときを過ごす	クラス保護者
7	どろんこで遊ぼう プール開き 七夕まつり	・地域の親子と親しみを持ち、一緒に遊ぶ [交流保育] ・水あそびが始まることを喜び、水あそびのきまりを知る ・七夕の由来を知り、笹飾りを作ったり飾ったりすることを楽しむ	地域親子
9	プール閉い	・水遊びの約束を守り、元気に水遊びができたことを喜びあう。	
10	幼児バス遠足	・秋の自然の中でのびのびと過ごし、友だちや保育者と楽しむ	
11	個人面談	・家庭と園とで様子を伝えあい、より良い成長につなげる	クラス保護者
12	遊ぼう会（仮称）	・幼児クラスの親子で交流し楽しく過ごす	クラス保護者
1	新年を祝う会	・お正月の伝承遊びを、地域の方と一緒に楽しむ	地域高齢者
2	豆まき クラス懇談会	・節分の由来を知り、友だちや保育者、地域の親子で豆まきを楽しむ [交流保育] ・様子を伝え合い、就学進級に安心感ももてるようにする	地域親子 クラス保護者
3	ひなまつりのつどい お別れ遠足 お別れ会 卒園を祝う会	・ひなまつりの由来を知り、春の訪れを感じる ・就学や進級を楽しみにしながら、異年齢で交流し楽しく過ごす ・一緒に過ごした年長児と思い出になる会を作り、楽しい時間を過ごす ・皆で年長児の成長を喜び、卒園を祝う	年長児保護者

14、保護者との連携について

保護者と保育園とで、日々の連続性を大切にして連携を取り合い、健やかな成長を育みます。心配なこと、疑問に思うことなど何でもお気軽に園長、職員にお声かけください。

- *毎日の送迎でのやりとりをはじめ、連絡ノート、写真（フォトフレーム）、個人面談、懇談会、メール、保育参加参観等で日頃からご意見を伺い、保育に活かし、より良い保育につなげていきます。
- *保育園からの連絡は「園だより」「クラスだより」「保健だより」「給食だより」他、随時印刷物や掲示でお知らせしますので、ご確認をお願いします。
- *連絡ノートは、保育園で用意しますので、ご利用ください。特に2歳児までは、毎日連絡事項やご家庭での様子を記入してお持ちいただき、保育園からの記入もありますので、毎日ご確認ください。
- *「おしらせばさみ」は、連絡ノートのカバーとして使用する他、印刷物をはさみますので、園での購入または、各自でご準備ください。
- *緊急時に備えていつでも連絡が取れるよう、いつもと連絡先が違う時は連絡ノートに記入してください。

15、異動届について

- *勤務先の変更・家族構成の変更・転居・退園希望などがありましたら、書類提出の必要がありますので、すぐに申し出てください。毎月25日朝までに提出をお願いします。
- *産休に入られる時にも、異動届の提出があります。育休については、会社からの育休証明書、復帰の際の証明書が必要になります。お渡しする書類一式に、提出書類の項目を入れてありますのでご確認ください。

16、地域の育児支援について

当園では、地域の親子へ以下のような育児支援をおこないます。

【一時保育】

非定型的保育：8人、緊急：2人、5ヶ月児～5歳児、月～金：8時30分～17時00分

1歳未満児：2,900円、3歳未満児：2,500円、3歳以上児：1,500円、給食・おやつ代：日額500円

【園庭開放】火、木 10時00分～12時00分

【交流保育】

7月「どろんこで遊ぼう」

2月「豆まき」

【育児講座】随時、園に講師を招いて実施します

【育児相談】予約制：随時（お電話ください）



19、給食について

給食は、お子さんの健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、「おいしい」「楽しい」という情緒的機能や、食物を大切にすることやマナーを教えるなどの教育的な意義があります。

	月曜日～土曜日				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳	○	○	○	○	50% (1050kcal)
1歳	○	○	○	○	
2歳	○	○	○	○	
3歳		○	○	○	45% (1300kcal)
4歳		○	○	○	
5歳		○	○	○	

【給食の提供・食育】

- * 自園の栄養士が献立を作成し、調理します。前月末に翌月の献立表を配布します。
- * 幼児の主食は提供いたします。(月額 1,500 円、利用料として引き落とし)
- * 年齢は発達段階に応じた食事の内容、栄養確保に努めます。特に個人差の大きな離乳食段階は、月齢5～6ヶ月、7～8ヶ月、9～11ヶ月、12～18ヶ月に分けてそれぞれの発達段階に応じた食事内容にします。
- * 健康状態に応じた配慮として、体調不良時には消化のよいものに変更して対応します。また偏食や食欲がないなどの問題点を把握し、保育士、栄養士、調理員、看護師、家庭とで連携し、対応します。偏食のある園児には、無理に食べさせるのではなく、調理員が食べやすいように調理し、保育士も食べやすい環境をつくり、工夫して対応します。食欲がない園児は、内科疾患や精神的な問題など様々な原因が考えられるため、保育園と家庭と情報を共有し合い、嘱託医とも連携しながら無理のないように進めます。
- * 食材については、安全性を第一に考え、安心・安全な給食の実施に努めます。有害な食品添加物や遺伝子組み換え品は使用せず、できるだけ地域産のものや季節のものを調達します。衛生管理にも細心の注意を払います。子どもたちにとってより良い食事環境を提供するためには、すべての職員が調理から食事の介助、見守りまでの流れを理解することが大切だと考えています。
- * 毎日の食事内容は降園時、玄関のデジタルフォトフレームで展示しますので、ご覧ください。
- * 食事に必要な基本的な生活習慣を身につけながら、いろいろな食物に興味をもち、楽しく食べられるように、栽培、調理体験、お手伝い、バイキングなどを取り入れ、楽しく食べられるようにします。

【アレルギー対応について】

当園は、国が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」をもとに、「保育園川崎ペアーズアレルギー対応マニュアル」を策定し、適切な対応に努めます。

- *食物アレルギーがある場合には、申請書と主治医の「意見書」を保育園に提出していただき「川崎市保育所入所児童等健康管理委員会」に報告します。
- *その後、保護者、園長、看護師、栄養士、担任で面談をして、除去食の提供について、園での進め方を決めます。
- *6ヶ月に一度医師の診断を受け「除去食変更（解除）・継続申請書」提出と共に、症状と指示内容を同う面談の機会を設け、その後の進め方を決めます。
- *除去にあたっては、専用トレイ、食器、名札を使用し、配膳方法、着席の場所、職員の位置等を園内で十分に検討します。毎日の献立では「アレルギー警報」を発令し、全職員が周知して誤食防止に努めます。
- *保育園での対応に無理がある場合は、お弁当を持参していただくこともあります。

20、おひるねについて

一人一人、季節や活動状況と年齢に応じて、適切な休養が取れるように考慮し、保護者の方と相談しながら、お昼寝をします。昼寝をしない子どもたちの居場所も作ります。

- *布団は、保育園で用意します。（入所時に番号を決めます）
- *バスタオルを2枚ご用意ください。布団に敷くものと掛けるものとして使用します。（寒い時季には、園で毛布を用意します）
- *バスタオルは衛生上、毎週末に持ち帰り、お洗濯をして翌週お持ちください。

21、障害児保育について

障害児を積極的に受け入れ、実施の際には保護者との面談を行ってあらかじめ家庭での様子を伺い、日々「連絡ノート」や口頭でのやりとりで信頼関係を築き、関係機関とも連携をとりながら支援します。区からの加配人数により職員が担当して保育にあたりますが、担任だけでなく園全体で、共通理解をもって子どもの状態を把握できるよう「指導計画」「個人保育日誌」を作成し、会議を実施して、よりよい成長につなげられるようにします。

原則として統合保育をおこなっていきます。

22、医療的ケアが必要な児童の保育について

実施の際には予め保護者との面談を行って、家庭での様子や緊急時の対応方法等必要事項を園長、看護師、保育士が伺い、配慮点を把握します。日々「連絡ノート」や口頭でのやりとりで信頼関係を築き、関係機関とも連携をとりながら支援します。担任だけでなく園全体で、共通理解をもって子どもの状態を把握できるよう「指導計画」「個人保育日誌」を作成し、会議を実施して、安全に生活し、よりよい成長につなげられるようにします。

23、健康診断・健康管理について

子どもたちが元気で健やかに成長していけるように、保護者の皆様と保育園が連携して過ごしていきます。

◎嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています

医療機関の名称	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院
医師名	たかむら あきお 高村 彰夫
所在地	川崎市川崎区桜本 2-1-5
電話番号	044-299-4781

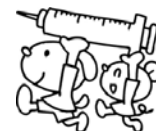
◎健康診断

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月条例第56号)に規程する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（平成28年4月1日改正）に規程する健康診断に準じて実施します。

- | | |
|---------|-------------------------------|
| ・園児健康診断 | ： 0,1歳児（2ヶ月に1回）・2歳児以上（年3回） |
| ・歯科健診 | ： 全園児（年1回） |
| ・身体測定 | ： 身長体重/全園児（月1回）・胸囲頭囲/全園児（年2回） |

◎予防接種

- *集団生活を始めるにあたり、定期予防接種は必ず受けてください。任意のものの接種もお勧めします。
- *予防接種を受けた時には、担任にお知らせください。異変の可能性があるので、接種後30分程度、様子を見てからの登園をお願いします。



◎健康管理

- *お子さんの体質、体調などで配慮が必要な時は、あらかじめ担任にお伝えください。
- *保育園は低年齢の集団生活で、蔓延や重篤化し易いため、早めの対応と無理な登園は控えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。
- *集団生活がでできる状態での登園になります（外遊びができる状態）
機嫌、食欲、睡眠状態、発熱、鼻水、目やに、下痢、便秘、腹痛、吐き気、発疹などに留意してください。
- *受け入れ職員に体調についてお知らせください。
- *前日までの発熱や嘔吐下痢などいつもと様子が違う時は、必ず受診してから登園してください。座薬を使用しての登園はできません。
- *病児保育はおこなっていません。

◎病気の時の対応

- *発熱時：体温が37.6℃以上になったらご一報を入れます。その後高くなり、38℃を越えてきたら早めのお迎えをお願いします。
- *繰り返しの嘔吐、下痢、腹痛、食欲不振、機嫌不良等の全身状態が良くないときは、早めのお迎えをお願いします。
- *急なお迎えに備えて、連絡がすぐにとれるよう、またお迎えに来ることができるよう（祖父母、親戚、近隣等）お願いします。お迎えが来るまでは事務室内の「医務コーナー」で体を休めて過ごします。

◎薬について

- *川崎市の指導により、薬のお預かりはできません。
(抗けいれん剤(ダイアップ)、エピペンのみお預かりします。医師の投薬指示書が必要です)
- *ホクナリンテープを貼って登園する場合は、職員にお伝えください。

◎家庭での健康管理

- *健やかな成長のために、生活リズムを整えることが大切です。十分な睡眠と規則正しい生活が、よりよい成長発達につながります
- *朝食は簡単なもの(パン、おにぎり、バナナ、ヨーグルト、牛乳等)でよいので、食べるようにしましょう。水分補給も脱水予防のために十分におこなってください。



24、感染症対策について

国の「保育所における感染症対策ガイドライン」「川崎市園医の手引き」に基づき、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

*食中毒や感染症予防のため、ペーパータオルを使用します。

◎園での予防対策

- *「保育園川崎ベアーズ感染症予防マニュアル」を作成し、全職員が十分理解し、日常的に園全体の衛生管理（室内外の環境、食事、おむつ交換等排泄等）に努めます。
- *食材の保管調理には温度管理や加熱をして感染を防ぎます。職員は入職時に抗体検査、インフルエンザ流行期には予防接種を実施し、毎日の健康チェック等で体調管理を徹底します。
- *園児には薄着、手洗い、うがい、咳エチケットの習慣、食生活、睡眠等年齢に合った基本的衛生習慣が身につくよう、毎日の生活を通して繰り返し丁寧に伝え、健康教育をおこないます。
- *保護者には口頭やおたより、掲示で予防についてお知らせし、入室前に手指の消毒をお願いします。ご家族で発症した際には、必ず園にお知らせいただき、やむを得ず本人が送迎する際には、あらかじめ連絡をしてください。

◎発症時

- *発症時には保護者に連絡し、事務室内の「医務コーナー」で体を休め、水分補給をして過ごしますので、早めのお迎えをお願いいたします。
- *川崎市の指導により、下痢や嘔吐物がついた衣類は感染拡大防止のため、洗わずにそのままお返しします。
- *保護者には掲示、おたよりで発症状況を伝え、子どもの健康状態の把握や二次感染予防の協力をお願いします。
- *園内での拡大防止のため、手洗い、排泄嘔吐物処理の徹底し、消毒頻度を増やします。
- *同一の感染症、もしくは食中毒による又それらによると疑われる子が10人以上又は全体の2割以上発生した時は「川崎区児童家庭課」に報告書を提出します。

◎治癒後

- *感染症の種類により医師記載の『登園許可証』（様式1）または保護者記載の『登園届』（様式2）を園に提出してください。
- *感染症の病気については、『感染症ガイドライン』（2012年厚生労働省作成）に基づきます。かかった場合は医師の指示に従ってください。（次ページ参照）

【登園停止の病気】

下記の疾患の場合は保育園に登園できません。治って登園する場合は**医師記載の『登園許可証』(様式1)**をお持ちください。

病名	登園のめやす
麻疹(はしか)	発しんを伴う発熱が解熱した後3日を経過してから
インフルエンザ(鳥インフルエンザ:H5N1を除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児は3日)を経過してから
風しん	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになってから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過してから
流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められてから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了してから
溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後24時間を経過してから
結核	病状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められてから
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	有症状者の場合には、医師において感染のおそれがないと認められてから
急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められてから

【その他の感染症への対応】

下記の疾患の場合は、**医師の許可のもと保護者記載の『登園届』(様式2)**をお持ちください。

病名	登園のめやす
感染性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が軽減した後、全身状態が良好になってから
マイコプラズマ肺炎	症状が改善し、全身状態が良好になってから
インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症	発熱、咳などの症状が安定し、全身状態が良好になってから
伝染性紅斑	かぜ様症状がなくなって発しんのみとなり、全身状態が良好になってから
急性細気管支炎(RSウイルス感染症)	発熱、咳などの症状が安定し、全身状態が良好になってから
EBウイルス感染症	解熱し、全身状態が回復してから
単純ヘルペス感染症	発熱や全身性の水疱の症状がなくなってから 口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであればマスクなどをして可能
帯状疱疹	接触感染を防ぐため、全ての皮疹が痂皮化するまで病変部を適切に被覆すること
手足口病	全身状態が安定してから
ヘルパンギーナ	全身状態が安定してから
A型肝炎	肝機能が正常になってから
B型肝炎	急性肝炎の急性期ではないこと

- * 「とびひ」は感染予防のため病巣を適切に覆ってください。
- * 「頭じらみ」は季節に関係なく、帽子や衣類、タオルなどを介して発生します。かゆみを伴いますので、頭を度々掻いていたら頭髪を丁寧に観察してみてください。わかった場合は速やかに受診してください。
- * 上記の病気が発生した場合、注意喚起のため発生報告を掲示させていただきます。

25、衛生について

◎食中毒の予防について

- *食中毒予防のため、手洗いの励行とペーパータオルを使用します。
- *給食業務については、区児童家庭系の指導を受けるなど、衛生面に配慮するとともに、安全性にも心がけます。

◎プールの塩素管理について

幼児用プールの使用前には適正な塩素濃度を保持するため、塩素管理をおこないます。この対応は通常、市内のプールなどでもおこなわれているものですが、お子さんの皮膚の状態によっては肌あれなどが起きる場合もありますし、また、目の充血が生じることも考えられます。ご心配なことがありましたら、主治医や園長にご相談ください。

- *プールの水は毎日取り替えます。
- *プールに入る前には、全員石けんでお尻洗いをします。
- *プールに入る期間は、健康面の把握を正確に行うことが大切ですので、「プールカード」のご記入等ご協力をお願いします。

◎害虫について

発生源となりそうな箇所は普段の生活の中で特に注意し、定期的に業者による駆除を実施します。(年2回)



26、安全について

- *安全指導をはじめ、子どもの成長、発達に合わせた遊びの配慮と工夫を念頭において保育をおこないます。
- *子どもは、その発達上の特性から事故を起こしやすいので、職員は日頃から細心の注意を払い事故防止に努めます。
- *園舎内外及び遊具の安全点検は、職員が定期的におこないます。
- *万一事故が起きた場合は、事故時の応急対応・事故時の連絡・事故報告など職員全員が適切に対応できるようにします。

◎予防のためのお願い

- *体にあったサイズの洋服や靴を用意してください。ズボンの裾は折り返して履くと危険ですので、長すぎないものをお願いします。また、サスペンダーやベルトはトイレに時間がかかるため、使用せずちょうどよいサイズにしましょう。
- *スカートは大きな怪我になりやすいので、ズボンやスパッツの着用をお願いします。
- *フードやひも付きの服は危険防止のため避けていただくようお願いします。
- *爪が伸びていると思わぬ事故のもととなりますので、週1回は切りましょう。
- *子どもは汗をかきやすいので、長い髪の毛は必ずゴムで結び、前髪は視力にも影響しますので、目に入らないようにしましょう。
- *カチューシャは使用せず、装飾の少ないゴムをお願いします。ピン類は使用できません。

◎受診した方がよいと判断した場合

- *保護者の方に連絡を入れると同時に、応急処置をして病院へ連れて行きます。その場合、希望する病院があればお知らせください。
- *緊急の場合は、救急車対応といたします。
- *外見上には変化がないのに痛がるなど、受診した方がよいか判断に迷いがある場合は、大事をとって受診します。

◎受診しなくてもよいと判断した場合

- *けがの状況により、洗浄、消毒、冷やすなどの手当てをします。
- *保護者の方への連絡は、お迎えのときにけがをした状況やその処置などをお伝えします。



27、保障制度

以下の保障制度（保険）に加入しています。

① 独立行政法人日本スポーツ振興センター（学校安全会）【給付の対象となる災害の範囲と給付金額】

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・ 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額1/10」を加算した額
疾病	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもののうち、厚生労働省令で定めるもの ・ 保育園給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・漆等による皮膚炎・異物の嚥下又は迷入による疾病・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	・ 入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金3,770万円～82万円 （登降園中の災害の場合1,885万円～41万円）
死亡	保育園の管理下の事件による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円（登降園中の災害の場合1,400万円）
	突然死 保育園の管理下において運動などの行ためが起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円（登降園中の災害の場合1,400万円）
	保育園の管理下において運動などの行ためと関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円（登降園中の災害の場合も同様）

② ほいくのほけん（全国私立保育園連盟）【園賠償責任保険・園児団体傷害保険】地震セット

保険内容	対象	金額	
園賠償責任保険 *相手方への賠償など *免責金額なし	対 施設	1名・1事故 10億円	
	対 生産物	1事故 10億円（保険期間中）	
	対 物	施設	1事故 1,000万円
		生産物	1事故 1,000万円（保険期間中）
	見舞金費用	1名 10万円	
	見舞金費用以外の初期対応費用	1事故 10万円	
	管理財物補償	1事故 100万円	
人格権侵害補償	1名	50万円	
	1事故	1,000万円	
園児団体傷害保険 *園児のケガの保障など	死亡・後遺障害	230万円	
	入院	1日あたり 3,000円	
	通院	1日あたり 2,000円	
	O-157等補償	有り	

*保険料補償につきましては、変更することがあります。

28、緊急時における対応

◎近隣の緊急連絡先

川崎警察署	044-222-0110 *担当 大島町交番
川崎消防署	044-223-1199 *担当 大島出張所
川崎区役所	044-201-3219 *児童家庭課

29、非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施します。

防火管理者	萩原 ノブ子
避難訓練	地震、火災、不審者で月1、2回、時間帯や設定を変えて実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、クラス防災用リュクサック 防災ヘルメット（幼児）、防災頭巾（乳児）、ラジオ 備蓄品（食糧関係、水、トイレ関係、照明関係等）

◎避難場所・広域避難場所

第一避難場所	田島小学校
第二避難場所	渡田中学校
広域避難場所	川崎球場



◎災害用伝言ダイヤルについて

*災害時にNTTの災害用伝言ダイヤルにて情報を流しますので、ご活用ください。
(次ページ以降に伝言ダイヤルの利用方法を掲載します)

◎避難訓練

*災害時に備えて職員による組織づくりを行い、その役割を分担します。

*子どもの発達に応じて避難訓練の目的や意義を理解するように、毎月地震や火災を想定した避難訓練をおこないます。その他、消防署と連携して子どもにわかりやすい防災訓練をおこないます。

【避難訓練・不審者訓練計画】

【年間目標】災害発生、不審者遭遇に際し、早期安全避難、初期消火等の訓練を行い園児の安全を守る。

【訓練の原則】・避難訓練への関心を高め、災害時の心構えを育てる

- ・職員の間を聞き、速やかに行動できるようにする
- ・非常時の合図を知る（不審者＝「お客様が来ました」等）
- ・「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」⇒『お・か・し・も』の徹底

◎初期消火訓練を毎月行う ◎点呼と残留時の確認 ◎伝達方法→発見者はPHSで園内放送や大きな声で園長、職員に知らせる

◎地震・不審者→安全な場所に避難する、ドアを開ける ◎火事→低い姿勢、濡れタオル、ドアを閉める

月	訓練種別・実施内容	ねらい（園児）	内容・留意点（保育者）
4月	地震9時30分 （室内）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害について知り、避難の仕方、おかしもなど約束がわかるようにする ・消火器について知る ・安全な姿勢を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが怖がらないように、落ち着いて行動する ・災害時の注意点（放送後静かに話を聞く、避難経路おかしも等）をわかりやすく伝える ・消火器の使用方法を理解する
5月	火災9時45分 （園庭） 不審者11時00分 （室内）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常階段（幼児）を使用しての避難をする ・いつでも災害が起こることを知る ・非常階段（幼児）を使用しての避難をする ・不審者が来た時の合図を覚える 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況によって避難方法が変わることを把握する ・点呼をこまめに行い、人数確認をしっかりとる ・非常階段の避難についてわかりやすく伝える ・非常持出品や防災倉庫内物品の確認をする
6月	地震14時00分午睡中 （室内） 火災9時30分 （田島公園）	<ul style="list-style-type: none"> ・午睡中の避難の方法を知る ・保育者の誘導で慌てず避難する ・園以外への避難の仕方を知る ・様々な避難方法に慣れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・園内放送後、適格に誘導する ・不審者について、わかりやすく説明する ・備蓄品の取扱いを覚える ・慌てずに行動できるようにする
7月	地震11時00分 （園庭） 不審者9時30分 （室内）	<ul style="list-style-type: none"> ・食事時の避難方法について確認する ・静かに保育者の話を聞く ・非常階段（幼児）を落ち着いて使用する ・園以外への避難後、静かに話を聞く 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事時で慌てないように配慮する ・食事時の避難についての配慮点を確認する ・安全に非常階段が使用できるようにする ・防災倉庫内の物品も携帯して避難してみる
8月	火災16時00分 （園庭）	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てずに夕方の訓練に参加する ・静かに保育者の話を聞く ・降園時の避難方法について確認する ・夕方の避難方法について確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ・夕方不安定な子もいるので、十分配慮する ・他クラスにも配慮して、全員で取り組む ・平日頃気を付けなければいけないことを簡単に伝える ・状況による避難方法に落ち着いて対応する
9月	地震9時00分 （室内） 火災14時30分 （田島公園）	<ul style="list-style-type: none"> ・登園時の避難について知る ・消火器の約束を確認する ・睡眠時の避難について知る ・落ち着いて保育者の話を聞く 	<ul style="list-style-type: none"> ・登園時で慌てないように配慮する ・職員の役割分担を確認し、安全に注意する ・登園時の保護者にも配慮する ・人数確認をしっかりと行う
10月	地震15時10分おやつ （園庭） 火事10時00分 防災訓練（園庭）	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ時の避難を覚える ・慌てずに行動できるようにする ・消防署の指導訓練（消火器訓練など）や消防車見学をして、訓練の大切さを実感する 	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ時での注意点を確認する ・消防署の指導を受け、訓練で不足している部分を知り、今度の訓練に活かせるようにする ・消火器の使用方法を再確認する
11月	火災9時45分 （田島公園） 不審者11時30分 （室内）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常階段（幼児）でスムーズに避難する ・園以外へ避難し、落ち着いて話を聞く ・放送後、指示がでたら速やかに避難する ・安全な姿勢で避難する 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に非常階段が使用できるように配慮する ・職員全員で協力して、避難誘導する ・慌てずに誘導方法をわかりやすく伝える ・防災倉庫内の物品を出して訓練する
12月	火災11時30分 （園庭） 地震14時30分午睡中 （園庭）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者の誘導で静かに避難する ・食事時の避難方法について確認する ・どんな場合でも災害が起こることを認識し落ち着いて避難する 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事時の避難についての配慮点を再確認する ・指示は明確に素早くできるようにする ・職員の役割分担を再確認する ・注意点をわかりやすく伝える
1月	地震：連絡無実施 不審者9時00分 （不審者）	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者訓練に慣れて行動する ・保育者の誘導で落ち着いて避難する ・送後、指示がでたら速やかに避難する ・慌てずに行動できるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事時で慌てないようにする ・職員数が少ない中でも、安全をしっかりと確保する ・非常滑り台は遊びではないことを再確認する ・園外からさらに避難することも想定して行動する
2月	火災15時00分 （田島公園）	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ時の避難に慣れ、スムーズに避難する ・落ち着いて行動する ・火災時の避難方法について確認する ・安全な姿勢で避難する 	<ul style="list-style-type: none"> ・午睡後で不安定な子もいるので、十分配慮する ・他クラスにも配慮して、全員で取り組む ・避難方法などわかりやすく伝える ・人数確認をしっかりとおこなう
3月	地震14時00分午睡中 （園庭） 火災：連絡無実施	<ul style="list-style-type: none"> ・異変を察知して、静かに避難する ・訓練の仕方、おかしもなどについて再確認して、訓練の重要性を理解する ・消火器の約束を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の役割分担を再確認する ・状況によって避難経路や方法を再確認する ・訓練の重要性をわかりやすく伝える ・非常持出品や防災倉庫内物品の確認をする

30、苦情解決制度（保育サービス改善のためのシステム）

保育園では、日々保護者と連携を取り合い、信頼関係を築いていきたいと考えておりますので、日頃より気になること、疑問に思うことなど、教えていただききたいと思っております。保育の質の向上の「気づき」ととらえて保育に活かしていきます。

◎目的

- *利用者の権利擁護：苦情への適切な対応により、保育サービスに対する利用者への満足度を高めると共に利用者の権利を擁護します。
- *客観性・適正性の確保：苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることで保育園の信頼を高めるとともに、適正な運営の確保を図ります。
- *サービスの改善：利用者からの意見・苦情等を十分配慮して、サービスの改善に活かし、より質の高いサービスの提供を目指します。

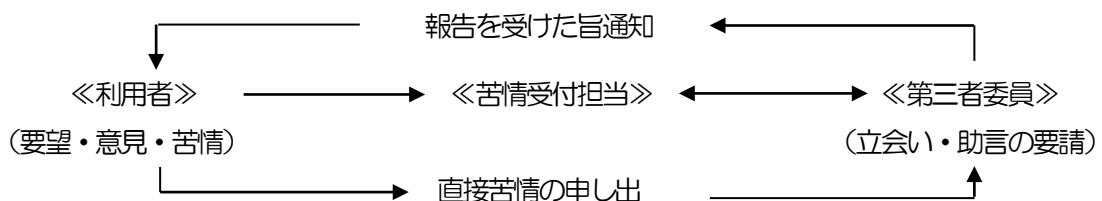
◎苦情の定義

苦情とは、保育園が提供する保育サービスの利用にあたり、利用者（保護者）からの苦情・不満・意見・要望などの申し出を指します。

◎保育園の苦情受付相談の体制

- *苦情受付担当者は主任、苦情解決責任者は園長です。
利用者（保護者）からの意見、苦情等は随時受け付け、話し合いによる解決に努めます。
- *苦情解決第三者委員は、理事長が委嘱し、各園には委員がおります。
苦情を申し出た利用者（保護者）や苦情解決責任者の求めに応じ、双方の話し合いへの立ち会い、助言をおこないます。また、利用者（保護者）は直接第三者委員の方に申し出を行うことができます。

◎苦情解決のための仕組み



<第三者委員>

氏名	電話番号
吉沢 伸五	044-333-3108
矢沢 登志子	044-366-2680



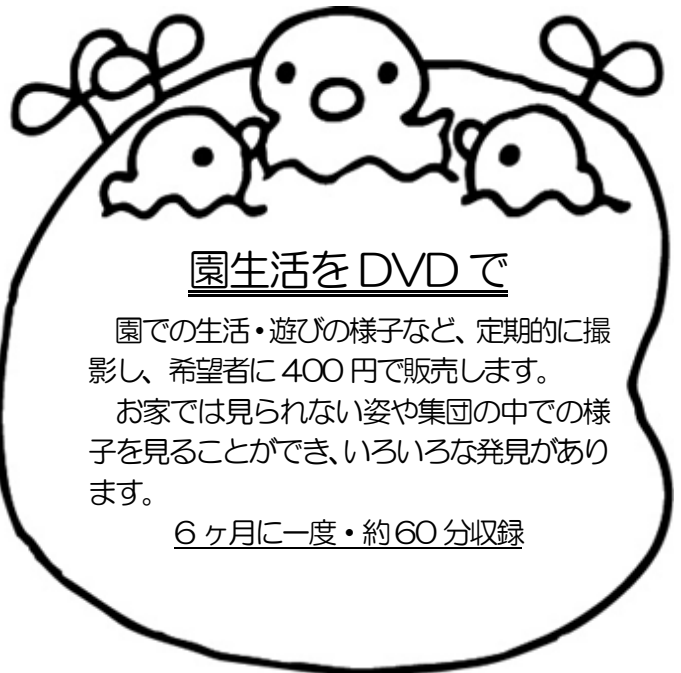
31、保育園川崎ベアーズでは



写真

園での様子を撮影し、希望者に1枚30円で販売します。行事の写真もあります。

3ヶ月に一度/20枚くらい

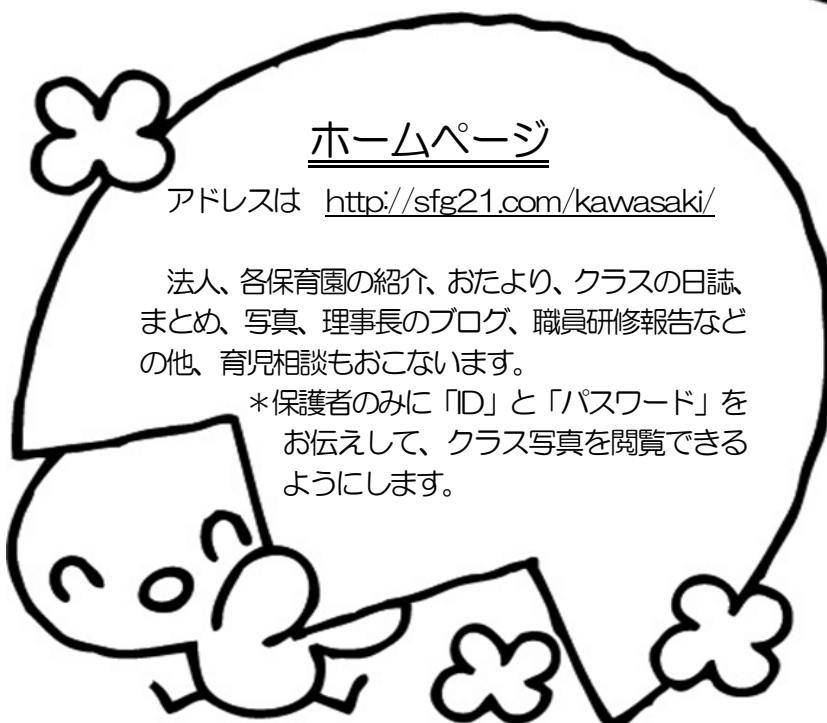


園生活をDVDで

園での生活・遊びの様子など、定期的に撮影し、希望者に400円で販売します。

お家では見られない姿や集団の中での様子を見ることができ、いろいろな発見があります。

6ヶ月に一度・約60分収録



ホームページ

アドレスは <http://sfg21.com/kawasaki/>

法人、各保育園の紹介、おたより、クラスの日誌、まとめ、写真、理事長のブログ、職員研修報告などの他、育児相談もおこないます。

*保護者のみに「ID」と「パスワード」をお伝えして、クラス写真を閲覧できるようにします。

32、入園時に用意していただく物

◎全員

- ・着替え (2~3 組を、着替え用かごに：使用した時に補充・季節で入れ替え)
- ・汚れ物入れ袋 (毎日着替えた服を入れるもの：スーパーの袋など持ち手のついているもの)
- ・おたよりばさみ (園で用意する連絡ノートを入れるもの：園で購入または各自で用意)
- ・バスタオル 2 枚 (睡眠時、布団に敷くものと掛けるもの：秋~冬は、園で掛け毛布 1 枚用意)



→毎週末に持ち帰り、洗濯をして翌週お持ちください。

◎クラスによるもの

No		0 歳児 りす	1 歳児 うさぎ	2 歳児 こぐま	3 歳児 ばんだ	4 歳児 きりん	5 歳児 ぞう	備考
1	おむつ (1 日/7~8 枚)・お尻拭き(1 パック)	○	○	○	(○)			園で無料廃棄
2	かばん/リュックなど両手の空く物				○	○	○	
3	歯ブラシ				○	○	○	



*園舎内では、裸足で過ごします。

→0・1・2 歳児は、玄関で靴下を脱ぎ、かばんの中に入れてください。(日中外に出る時は園の靴下を使用します)

→3・4・5 歳児は、玄関で靴下を脱ぎ、各自の靴の中に入れてください。

*手洗い後は、園で用意したペーパータオルを使用します。

*食事(おやつ含む)の際の口拭きタオルやエプロンは園で用意します。

*箸やスプーン、コップは園で用意します。

*クラス帽子は、保育園で用意して卒園まで使用します(園で洗濯をします)

*歯ブラシはこまめにチェックして、毛先が開いていたり、汚れていたら交換してください。

*おむつの外れ具合によって、布パンツをお持ちいただきます。

*必要に応じて、おねしょパッドをお持ちいただきます。

*パジャマは非常時の避難に備えて使用いたしません。

*教材(はさみ、クレヨン、ねんどなど)は、すべて園で用意し使用します。



◎衣服・持ち物について

- *基本的にサイズがちょうどよく、安全で着脱しやすい服や靴の使用をお願いします。
(特に乳児は自分で着替えやトイレに意欲が芽生える時期です。デニムなどの固い素材を避け、自分で着脱しやすいものをお願いします)
- *様々な活動をしますので、汚れてもよい服を着用してください。
- *ジャンパーなどの上着には掛けられるように紐などをつけてください。
- *園用かばんにはキーホルダー等の飾りはつけないようお願いいたします。
- *手袋、マフラー、耳あて等は園内で使用しません。
- *園に必要な物の持ち込みはできません。(不安で、心の安定になる物がありましたら担任にご相談ください：タオル、ぬいぐるみ等)
- *手紙や物品のやりとりは園外でお願いします。



★集団生活で、大勢のお子さんをお預かりしています。安全や物品管理について、細心の注意を払い、怪我や紛失、間違いのないように努めていきますので、ご協力をよろしくお願いたします。

☆すべての持ち物に名前をはっきりと大きく書いてください



登園許可証明書

入所児童名 _____

病名「 _____ 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。
 _____ 年 月 日

医療機関 _____

医師名 _____

印又はサイン _____

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能なお状態となつてからの登園となるようにご配慮ください。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発熱出現 1～2 日前から発しん出現 4 日目頃まで	発しんを伴う発熱が解熱した後 3 日を経過してから
インフルエンザ（鳥インフルエンザ：H5N1 を除く）	発熱 1 日前から 3 日目をピークとして 7 日目頃まで	発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過してから
風しん	発しん出現 7 日前から出現後 7 日目頃まで	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から全ての発しんが痂皮化するまで	全ての発しんがかかさびたになってから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺など唾液線が腫脹する 1～2 日前から腫脹 5 日後まで	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
咽頭結核膜炎（プール熱）	初期数日間	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後 2 日を経過してから
流行性角結膜炎	初期数日が最も多い	医師において感染のおそれがないと認められてから
百日咳	咳が出現してから 4 週間頃まで（適切な抗菌薬療法開始後 5 日程度で感染力は弱くなる）	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌薬療法が終了してから
溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法にて 24 時間以内に感染力は失せる	適切な抗菌薬療法開始後 24 時間を経過してから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師において感染のおそれがないと認められてから
結核	喀痰の塗抹検査で陽性の間	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められてから
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	便中に菌が排出されている間	有症状者の場合には、医師において感染のおそれがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎	有効な治療を開始して 24 時間経過するまで	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められてから

保護者記入用

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登園届 (保護者記入)	
_____ 施設長殿	
_____ 入所児童名	
病名「	」と診断され、
年 月 日 医療機関名「	」において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
保護者名	印又はサイン

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してからの登園するよう、ご配慮ください。

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
感染性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	感染力は急性期が最も強く、便中にウイルスが3週間以上排出される	嘔吐、下痢等の症状が軽減した後、全身状態が良好になってから
マイコプラズマ肺炎	症状のある間がピークであるが、保菌は数週～数ヶ月持続する	症状が改善し、全身状態が良好になってから
インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症	保菌している期間	発熱、咳などの症状が安定し、全身状態が良好になってから
伝染性紅斑	かぜ様症状が出現した時(発疹が出現した時にはウイルスの排出はない)	かぜ様症状がなくなって発熱のみとなり、全身状態が良好になってから
急性細気管支炎(RSウイルス感染症)	感染期間は3～8日だが、乳幼児は3～4週間持続することもある	発熱、咳などの症状が安定し、全身状態が良好になってから
EBウイルス感染症	ウイルス排出は呼吸器から数ヶ月続く	解熱し、全身状態が回復してから
単純ヘルペス感染症	水泡のある間	発熱や全身性の水疱の症状がなくなってから。口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであればマスクをして登園可能
帯状疱疹	水泡を形成している間	接触感染を防ぐため、全ての皮疹が痂皮化するまで病変部を適切に被覆すること
手足口病	ウイルス排出は呼吸器から1～2週間、便からは数週から数ヶ月間続く	全身状態が安定してから
ヘルパンギーナ	ウイルス排出は呼吸器から1～2週間、便からは数週から数ヶ月間続く	全身状態が安定してから
A型肝炎	ウイルスは黄疸出現1～2週間前に便中に高濃度排出され、発症1週間程度で感染力は弱まる	肝機能が正常になってから
B型肝炎	潜伏期間は平均90日、接触などにより感染する	急性肝炎の急性期ではないこと

様式3

延長保育利用 申請書 (標準時間認定)

お子様一人につき、1枚ずつ提出してください。

平成 年 月 日

保育園川崎ベアーズ園長殿

保護者氏名 _____

クラス _____ 園児氏名 _____

下記の通り、延長保育の (利用 ・ 解除 ・ 変更) 申請いたします。

変更開始年月： 年 月 日 から

<延長保育利用> ◎該当する欄に○をしてください。

延長保育利用時間	金額	延長利用	延長解除
30分 (18時01分~18時30分)	1,000円/月額		
1時間 (18時01分~19時00分)	3,500円/月額 (含、補食)		
1時間半 (18時01分~19時30分)	4,500円/月額 (含、補食)		
2時間 (18時01分~20時00分)	5,500円/月額 (含、補食)		

*18時30分を超えてご利用の場合は補食を提供いたします。(延長保育料金に補食代が含まれます)

*夕食をご希望の方は400円/回となります。(上限6,000円/月) 別途、夕食利用の申請書の提出が必要となります。

◎申請理由

	就労時間 ()は土曜日	通勤時間	時間外勤日数
父	(~)	時間 分	月平均 日 午後 時 分まで
母	(~)	時間 分	月平均 日 午後 時 分まで
受託時間	~		

注) 延長保育の利用にあたって

* 延長保育の利用申請書を提出された後は、解除申請書を提出されるまで、継続利用とします。

様式4

コアタイム外利用（短時間認定） 申請書

お子様一人につき、1枚ずつ提出してください。

平成 年 月 日

保育園川崎ベアーズ園長殿

保護者氏名 _____

クラス _____

園児氏名 _____

下記の通り、延長保育の（ 利用 ・ 解除 ・ 変更 ）申請いたします。

変更開始年月： 年 月 日 から

<コアタイム外利用（短時間認定）> ◎該当する欄に○をしてください。

延長保育利用時間	金額	延長利用	延長解除
1 時間半（7時00分～8時29分）	3,000 円/月額		
1 時間（7時30分～8時29分）	2,000 円/月額		
30 分（8時00分～8時29分）	1,000 円/月額		
30 分（16時31分～17時00分）	1,000 円/月額		
1 時間（16時31分～17時30分）	2,000 円/月額		
1 時間半（16時31分～18時00分）	3,000 円/月額		
2 時間（16時31分～18時30分）	4,000 円/月額		
2 時間半（16時31分～19時00分）	6,500 円/月額（含、補食）		
3 時間（16時31分～19時30分）	7,500 円/月額（含、補食）		
3 時間半（16時31分～20時00分）	8,500 円/月額（含、補食）		

*コアタイムは8時30分～16時30分の時間帯です。

*18時30分を超えてご利用の場合は補食を提供いたします。（延長保育料金に補食代が含まれます）

*夕食をご希望の方は400円/回となります。（上限6,000円/月）別途、夕食利用の申請書の提出が必要となります。

◎申請理由 _____

	就労時間（ ）は土曜日	通勤時間	時間外勤日数
父	（ ～ ）	時間 分	月平均 日 午後 時 分まで
母	（ ～ ）	時間 分	月平均 日 午後 時 分まで
受託時間	～		

注) 延長保育の利用にあたって

* 延長保育の利用申請書を提出された後は、解除申請書を提出されるまで、継続利用とします。

様式5

夕食 申請書 (利用・解除)

お子様一人につき、一枚ずつ提出してください。

平成 年 月 日

保育園川崎ベアーズ園長殿

保護者氏名 _____

クラス _____ 園児氏名 _____

下記の通り、夕食の（ 利用 ・ 解除 ）申請いたします。

変更開始年月： _____ 年 _____ 月 _____ 日 から

注) 夕食の利用にあたって

- * 1回400円となり、毎月月末に利用回数を計算します。
- * 上限は6,000円(15回分)で、それ以降は何回でも同額です。
- * 夕食の利用申請書を提出された後は、解除申請書を提出されるまで継続利用とします。
- * 園から月ごとに「夕食利用予定表」をお渡ししますので、ご記入の上、提出してください。
- * 利用予定を追加・変更・キャンセルされる場合は、職員に申し出てください。

夕食のお申し込み変更は、当日16時00分までにお願いします。

